

スクールバス運行業務仕様書

1. 件名

債務教総委第6号 スクールバス運行業務

2. 目的

本業務は、生徒の通学援助・学校行事に伴う生徒の送迎を行い、安全・安心の確保を図ることを目的とする。

3. 対象校

- ①瑞浪北中学校（瑞浪市土岐町973番地）
- ②瑞浪南中学校（瑞浪市稲津町小里456番地）

4. 運行場所

瑞浪市土岐町・釜戸町・大湫町・日吉町・稲津町及び陶町 地内

5. 契約期間

契約期間は契約の締結日から令和13年3月31日までとする。ただし、契約日から令和8年3月31日までは事前準備業務の履行期間とし、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間をスクールバス運転管理業務の履行期間とする。

6. 運行の概要

- ① 年間予定運行日数 220日（授業日：205日 授業日以外の学校行事：15日）
- ② 1日の便数 各路線2便（登校時1便・下校時1便）
- ③ 運行路線 別紙（瑞浪北中学校6路線、瑞浪南中学校1路線）
- ④ 運行車両 各路線の乗降者数を満たすバス

7. 事業者

①事業許可

道路運送法第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業について、同法第4条第1項の許可を受けていること。

②営業区域

道路運送法第20条の規定による営業区域が当該事業に該当していること。

ただし、緊急時に対応するため、各学校から1時間以内で移動できる場所に車庫を保有していること。

③任意保険・共済契約

自賠責保険・共済に加え、対人無制限、対物200万円以上の任意保険・共済契約を締結していること。

8. 委託の内容

① 運行日数

- ・運行日は、月曜日から金曜日を基本とする。なお、原則として土曜、日曜、祝日及び春・夏・冬休みは運休とするが、授業参観、部活動、体育大会等の学校行事は運行する。

② 運行時間

- ・登校時の運行時間は、午前7時50分までに瑞浪北中学校、午前8時までに瑞浪南中学校に到着するよう全路線とも1便運行する。
- ・下校時の運行時間は、午後4時半頃に各学校から全路線とも1便運行する。

- ・学校行事での運行時間の変更等もあることから、次月の予定表を毎月20日までに各学校より受注者へ送るものとする。
- ・土曜、日曜、祝日及び春・夏・冬休み中の運行日の運行時間帯については、各学校と調整するものとする。
- ・登下校の運行時間は上記を基本とするが、学校運営上必要な場合は、各学校と協議の上、柔軟に運行時間に対応するものとする。また、自然災害等の緊急時においても臨機応変に対応するものとする。

③ 運行の経路

- ・運行経路は別紙「瑞浪北中学校スクールバス運行経路（案）」及び「瑞浪南中学校スクールバス運行経路（案）」を基本とし、必要に応じ経路、停留場所、時刻等を発注者及び各学校と協議し見直すものとする。

④ 運行車両

- ・運転手除き、定員が10人以上のバスを使用すること。
- ・運行に使用する車両は、原則、補助席を使用しない。
- ・運行に使用する車両は、乗車する生徒が一人一人座席で全員着席し、シートベルトを着用することができる車両を使用すること。
- ・車両の前面、後面に各学校のスクールバスであることがわかるよう表示すること。また、乗降口付近に路線名を表示すること。

⑤ その他

- ・運行業者は車両を常時点検し良好な状態で運行すること。また、関係法令、規則等を順守し、安全運転に留意すること。
- ・乗降時の生徒の安全確保に努めるとともに、乗車、降車人数の確認を行うこと。
- ・受注者は学校始業日までに児童・生徒の乗降練習も含めた試験運転を行い、運行業務に支障がないようにすること。
- ・見直しが必要な場合、運行ルート、時刻表の見直しについて助言すること。
- ・スクールバスに関する会議等に出席し、必要に応じて説明すること。

9. 委託料の算出

- ・委託料は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付け中運局公示第167号）」に基づき算出すること。
- ・委託料には、車両費、人件費、燃料費、保険費用等運行業務の履行に必要な経費一切を含むものとする。

10. 緊急時等の対応並びに事故等の報告及び処理

- ・緊急時連絡体制表を運行開始の2週間前までに発注者に提出すること。
- ・自然災害等の緊急時には、発注者及び学校と協議のうえ対応を決めること。
- ・委託業務遂行時において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関に緊急連絡するとともに、発注者及び学校に連絡し、発注者の指示により受注者の責めにおいて処理するものとする。また、処理後、内容及び対応方法等を書面により報告すること。
- ・受託期間中に受注者の責めに帰すべき過失により発生した運行に伴う事故等に係る一切の責務は、受注者が負うこととする。

11. 業務の報告

- ・受注者は、乗務記録の写しを4半期毎に発注者に提出するものとする。
- ・受注者は、使用する車両の車検証を発注者に提出するものとする。

1 2. 委託料の請求及び支払い

委託料は、前項の報告を発注者が確認した後、受注者からの請求に基づき、四半期毎に支払う。なお、支払金額については、次のとおりとする。

- ・各年度の支払額は契約金額を5で除した額とする。その際に1, 000円未満の端数が生じたときは、1, 000円未満を切り捨てとし、その端数の合計額を最終年度にあわせて支払うものとする。
- ・第1四半期分から第3四半期分までの支払金額は、年額を4で除した額とする。その際、千円未満の端数が生じたときは千円未満を切り捨てとする。
- ・第4四半期分の支払金額は、年額を4で除した額を基本とし、第1四半期分から第3四半期分までに千円未満の端数金額があった場合は、その端数金額の合計を加算する。
- ・各学校毎に220日を超える運行が発生した場合には、年額を220で除した額を1日あたりの単価とし、1日あたりの単価に220日を超える日数を乗じた金額を支払う。

1 3. 契約金額の変更

- ・契約期間中に生徒数の増減、休校等により運行距離・時間の変更（延長・短縮）実運行日数等、運行計画に変更が生じた場合は、協議の上、必要に応じて変更契約を行う。
- ・変更金額は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付け中運局公示第167号）」の範囲内において、発注者と受注者が協議して決定する。

1 4. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定するものとする。